

くにたち
市議会

No.430

令和元年10・11月

国立市議会事務局

目 次

市議会日誌（10月）	2
市議会日誌（11月）	3
議会の動き	4
会派代表者会議	4
議会運営委員会	5
石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会	6
広報委員会	7
意見交換会報告	8
総務文教委員会行政視察報告	10
建設環境委員会行政視察報告	19
福祉保険委員会行政視察報告	27
公明党会派視察報告	37
議長会の動き	45
全国市議会議長会第166回社会文教委員会	45
東京都市議会議長会定例総会	45
協議会の動き	47
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会	47
資 料	48
令和元年9月分例月出納検査結果報告書	48
令和元年10月分例月出納検査等結果報告書	51
令和元年度第2回定期監査報告書	55
10月・11月新着図書・資料の紹介	62

市 議 会 日 誌

10 月

3 日(木)	午前	10:00	決算特別委員会
4 日(金)	午前	10:00	決算特別委員会
7 日(月)	午前	10:00	決算特別委員会
8 日(火)	午前	10:00	決算特別委員会
	午後	3:15	広報委員会
9 日(水)	午前	10:00	石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会
	午後	1:31	議会運営委員会
10 日(木)	午前	10:00	会派代表者会議
15 日(火)	午後	1:00	第30回東京都道路整備事業推進大会が砂防会館で開かれ、石井議長、関口建設環境委員長、香西建設環境副委員長が出席
16日(水)～17日(木)			建設環境委員会が千葉県佐倉市、新潟県長岡市及び見附市を行政視察
17日(木)～18日(金)			総務文教委員会が大阪府大阪市及び愛知県高浜市を行政視察
18 日(金)	午前	10:00	福岡県筑後市議会総務文教委員会委員5名、担当部局職員1名が行政視察に来庁 【視察事項：放課後学習支援事業について】
21 日(月)	午後	2:00	立川・昭島・国立聖苑組合議会決算監査が立川市役所で開かれ、小口議員が出席
28日(月)～29日(火)			福祉保険委員会が富山県富山市及び射水市を行政視察
29 日(火)	午前	10:00	日本政物多様性保全チーム（東京都小笠原村）1名が行政視察に来庁 【視察事項：国立市議会事務局の機能強化について】
	午後	1:15	令和元年第2回東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議及び定例会が東京自治会館で開かれ、高原議員が出席
	午後	2:00	大阪府八尾市議会総務常任委員会委員6名、議会事務局職員1名が行政視察に来庁 【視察事項：共生社会への取り組みについて及び芸術・文化振興について】
29日(火)～31日(木)			第14回全国市議会議長会研究フォーラムin高知が高知県高知市で開かれ、石井議長が出席
30 日(水)	午後	1:30	奈良県生駒市議会厚生消防委員会委員5名、担当部局職員1名、議会事務局職員1名が行政視察に来庁 【視察事項：認知症施策について】
31 日(木)	午前	10:00	広島県廿日市市議会議会運営委員会委員9名、議長、担当部局職員1名、議会事務局職員1名が行政視察に来庁 【視察事項：議会改革特別委員会における検証について】

市 議 会 日 誌

11 月

1 日 (金)	午後 1:00	広報委員会
	午後 2:00	多摩川衛生組合議会令和元年第 2 回定例会及び全員協議会に伴う議会運営委員会（代表者会議）が多摩川衛生組合で開かれ、青木（健）議員が出席
5 日 (火) ~ 6 日 (水)		公明党が愛知県今治市及び香川県高松市を会派視察
7 日 (木)	午前 11:00	国立市土地開発公社評議員会及び理事会が開かれ、青木（健）議員、高柳議員、重松議員、関口議員、古濱議員、住友議員、柏木議員、小口議員、青木（淳）議員、藤江議員が出席
8 日 (金)	午前 10:00	石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会
9 日 (土)	午後 0:00	国立市議会意見交換会 in 第 42 回国立市農業まつり（第 1 日）を市役所市民ロビーで開催
10 日 (日)	午前 11:00	国立市議会意見交換会 in 第 42 階国立市農業まつり（第 2 日）を市役所市民ロビーで開催
11 日 (月)	午後 1:30	国立市子ども議会第 2 回実行委員会
12 日 (火)	午後 2:00	令和元年第 3 回立川・昭島・国立聖苑組合議会定例会が立川市役所で開かれ、柏木議員、小口議員が出席
14 日 (木)	午前 10:00	静岡県富士市議会議員 4 名が行政視察に来庁 【視察事項：国立市地域医療計画について】
	午後 1:30	全国市議会議長会第 166 回社会文教委員会が東京グリーンパレスで開かれ、石井議長が出席
15 日 (金)	午前 9:30	富山県市議会議長会事務局長 7 名、事務局職員 2 名が行政視察に来庁 【視察事項：議会改革及び議会運営等について】
	午前 10:30	東京たま広域資源循環組合議会行政視察が甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合（山梨県笛吹市）及び山梨県市町村総合事務組合（山梨県笛吹市）で行われ、高原議員が出席
	午前 10:30	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第 3 委員会が東京自治会館で開かれ、青木（健）議員が出席
	午後 2:00	多摩川衛生組合議会令和元年第 2 回定例会及び全員協議会が多摩川衛生組合で開かれ、青木（健）議員、藤田議員、住友議員、青木（淳）議員が出席
18 日 (月)	午前 10:00	会派代表者会議
19 日 (火)	午前 10:00	議会運営委員会
	午後 1:33	石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会
20 日 (水)	午前 10:00	国立市都市計画審議会が開かれ、遠藤議員、重松議員、高原議員、香西議員、石井（め）議員が出席
	午後 3:00	東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開かれ、石井議長が出席
21 日 (木)	午後 1:30	国立市子ども議会第 3 回実行委員会
24 日 (日)	午前 10:00	国立市子ども議会
27 日 (水)	午前 10:03	石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会
28 日 (木)	午前 9:52	議会運営委員会

議 会 の 動 き

会 派 代 表 者 会 議

1. 日 時 10月10日(木) 午前10時00分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 (1) 令和2年定例会の日程について
(2) 政策形成サイクルについて
(3) 子ども議会について
(4) 議場及び委員会室への飲料の持ち込みについて

-
1. 日 時 11月18日(月) 午前10時00分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 (1) 令和元年度予算(議会費)の補正について
(2) 新年度予算(議会費)について
(3) 予算特別委員会及び決算特別委員会資料の要求並びに本会議における
資料の要求のあり方について
(4) 世話人会及び議員懇談会の公開について
(5) 国立市政治倫理条例の改正について
(6) 義援金について
(7) 政策形成サイクルについて

議 会 運 営 委 員 会

1. 日 時 10月9日(水) 午後1時31分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 懸案事項について
 (2) 議長の諮問事項について

-
1. 日 時 11月19日(火) 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 懸案事項について
 (2) 議長の諮問事項について

-
1. 日 時 11月28日(木) 午前9時52分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 第4回定例会の議事運営について
 (2) 令和2年定例会の日程について
 (3) 懸案事項について

石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会

1. 日 時 10月9日（水） 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 選挙運動用ビラにある「潔白」という言葉の不適正な使用理由を明らかにするための石塚陽一議員への質疑
(2) 9月26日開催の特別委員会における調査の取りまとめについて
(3) 次回開催日について

-
1. 日 時 11月8日（金） 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 令和元年6月25日の早退理由とその後の行動について明らかにするための石塚陽一議員への質疑
(2) 10月9日開催の特別委員会における調査の取りまとめについて
(3) 次回開催日について

-
1. 日 時 11月19日（火） 午後1時33分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 特別委員会の報告について

-
1. 日 時 11月27日（水） 午前10時03分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 報告書のまとめについて

意見交換会報告書

令和元年11月9日、10日開催 国立市議会意見交換会in農業まつり

開催日時	令和元年11月9日（土） 午後0時00分から午後2時00分			
開催場所	第42回国立市農業まつり会場（市役所 1階 市民ロビー）			
出席議員	上村 和子	石塚 陽一	望月 健一	石井 めぐみ
	住友 珠美	古濱 薫	香西 貴弘	遠藤 直弘
	高原 幸雄	関口 博	青木 淳子	小口 俊明
	石井 伸之	青木 健		
	代 表 者	石井めぐみ 広聴委員長	司 会 者	—
	報 告 者	石井めぐみ 広聴委員長	記 録 者	全出席議員
参加人数	来 場 者	27名	意見件数	47件
報告内容	<p>【意見交換会の概要】 農産物品評会があったため、午後0時00分から開始しました。今回は、丸テーブルを4卓置いて、カフェのような雰囲気です市民をお迎えしました。 農業まつりのついでに立ち寄られる方の他、事前に意見を書いたものをお持ちくださる方もいらっしゃって、初日からたいへん盛況でした。</p> <p>【主な意見】 図書館が貧弱すぎる。給食センターの跡地は図書館にしてほしい。 台風の際の防災無線が聞こえない。 だれでもトイレが混んでいて入れない。トイレのマップを作ってほしい。 高齢者が趣味で集まる場所がない。学校の教室は開放できないのか。 芸小ホールが小さい。もっと大きなホールがほしい。 大学通りの歩道の敷石がデコボコで車いすで通り難い。腰が痛くなる。 1小前から城山までの道が狭すぎる。暗い。 さくら通りの電柱を地中化してほしい。台風や災害時に被害が軽減されると思う。 自転車のマナーが悪い。信号も守らない。条例で罰則を！ 旧国立駅舎のオープンイベントで、子どもたちに竹灯籠を作ってもらったらどうか。 アートのまちを印象づけてほしい。 高齢者向けに芸能大会を開催してほしい。安価なバスツアーもやってほしい。 子どもが室内で遊べる場所がほしい。ボールプールなど。 人口7万6千人の市として、住民サービスの持続可能性をデータで示してほしい。 同窓会など、関係人口を増やす取り組みをしてほしい。</p> <p>【意見交換会の集約】 お昼からの開催だったため、飲食用のテーブルと勘違いされる市外の方が何組かいらっしゃいました。意見交換会の場であることをさらに周知することが必要だと感じています。資料を持参して、ご意見をくださる方もいらっしゃいました。国立市のイメージアップに繋がるような貴重なご意見もいただきました。台風の後だったため、防災に関するご意見も多かったです。今回も、お茶の提供はたいへん喜ばれました。</p>			

国立市議会議長 様

令和元年 12 月 23 日

報告者 広聴委員長 石井めぐみ

意見交換会報告書

令和元年11月9日、10日開催 国立市議会意見交換会in農業まつり

開催日時	令和元年11月10日（日） 午前11時00分から午後2時00分			
開催場所	第42回国立市農業まつり会場（市役所 1階 市民ロビー）			
出席議員	小川 宏美	望月 健一	石井 めぐみ	藤江 竜三
	住友 珠美	古濱 薫	藤田 貴裕	香西 貴弘
	高柳 喜美代	高原 幸雄	柏木 洋志	関口 博
	重松 朋宏	小口 俊明	石井 伸之	
	代 表 者	石井めぐみ 広聴委員長	司 会 者	—
	報 告 者	石井めぐみ 広聴委員長	記 録 者	全出席議員
参加人数	来 場 者	18名	意見件数	39件
報告内容	<p>【意見交換会の概要】 農業まつりで人が集まりやすい、午前11時から開催しました。 今回も、無料配布などに並んでいらっしゃる市民に直接ご意見を伺う方法でお声を集めることができました。前回から続けて来てくださる方も多かったです。</p> <p>【主な意見】 学校のトイレの洋式化は100パーセントを目指すべき。 歩道の街灯が街路樹の枝葉で隠れて、歩道が暗い。 さくら通りの自転車道は相互通行が危険。（複数意見） 大学通りの自転車道を相互通行にするのは止めてほしい。（複数意見） ひらや照らすを知らなかったの、もっと周知したほうがいい。 気楽にお茶を飲める場所がほしい。 依存症の話聞く窓口がない。 乳幼児健診は、ママの健康状態や心理状態を知るよい機会。 保育士さんなどに同席してもらいたい。 国立市には、「わかちあい」の場所がない。 分かりやすい市政の解説がほしい。 議員ひとりひとりがチラシを撒くのでは多額の金がかかる。 投票の向上に繋がるのであれば政務活動費から出してよいと思う。 都営に住んでいるが、階段がづらい。 農業まつりなどイベントを利用した意見交換会は素晴らしい。</p> <p>【意見交換会の集約】 昨年、一昨年から連続で参加してくださった方が数名いらっしゃいました。あらかじめ、ご意見を書いた用紙を持参された方も多く、意見交換会が浸透していることを実感します。交通不便地域の解消や、自転車のマナーに関するご意見が多かったです。聴覚障害のある方が、安心して買い物ができるまちにしてほしいというご意見もありました。住みやすいまちになるよう、政策に繋げることがたいせつだと感じています。</p>			

国立市議会議長 様

令和元年 12 月 23 日

報告者 広聴委員長 石井めぐみ

総務文教委員会行政視察報告

令和元（2019）年 11 月 28 日

総務文教委員長 遠藤 直 弘
副委員長 住友 珠 美

1. 日時

令和元年 10 月 17 日（木）～ 18 日（金）

2. 視察先及び視察内容

(1) 10 月 17 日（木）：大阪府大阪市

「インクルーシブ教育システムの構築推進」について

※インクルーシブ教育推進室にて実施

(2) 10 月 18 日（金）：愛知県高浜市

学校施設の複合化「高浜小学校等整備事業」について

（公共施設のあり方検討について）

※高浜小学校「地域交流施設：たかぴあ（公民館）」にて実施

※高浜小学校校舎等の見学

※行政視察終了後、特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会「南部ふれあい
プラザ：ふるふる」にて昼食

3. 参加者

委員長 遠藤 直弘 副委員長 住友 珠美

委員 石井 伸之 古濱 薫 小口 俊明 藤江 竜三

随 行 波多野 敏一

4. 視察先の概要

(1) 大阪府大阪市

市制施行：明治 22 年（1889 年）4 月 1 日

面 積：225.30 平方キロメートル

人 口：2,727,458 人 世帯数：1,503,925 世帯（令和元年 9 月 30 日現在）

(2) 愛知県高浜市

市制施行：昭和 45 年（1970 年）12 月 1 日

面 積：13.11 平方キロメートル

人 口：49,133 人 世帯数：20,471 世帯（令和元年 10 月 1 日現在）

5. 大阪府大阪市

接遇者（説明者）

大阪市教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 課長 藤原 和彦 氏

大阪市教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当

次席指導主事 石井 力 氏

大阪市会事務局 総務担当 前之園 朋子 氏



【インクルーシブ教育推進室内の会議室にて】

(1) 視察の目的について

国立市は平成 25 年度から平成 27 年までの 3 年間文部科学省のモデル事業である「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施した。その後も市は独自に「インクルーシブ教育推進事業」を行っている。

また、国立市教育大綱の中で、しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長 できるフルインクルーシブ教育を目指すとしている。以上の点から、総務文教委員会では、さらにこの事業の拡充・改善を目指すことを目的とし、行政視察を行った。



【遠藤委員長からの挨拶】

(2) 視察の流れについて

大阪市教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 課長 藤原 和彦氏と、次席指導主事 石井 力 氏よりご挨拶を受けた後、藤原 和彦氏より大阪市におけるインクルーシブ教育システムをどのように推進してきたのか、また、システム充実を図ってきた経緯などについて聞かせてもらい、合わせて事前の質問書に対する回答を頂いた。

その後は、各委員が事前質問以外に質疑応答の時間を取らせて頂き、より深まった内容の確認ができた。



【インクルーシブ教育推進室の担当職員の方からの説明】

(3) 調査事項について

①インクルーシブ教育推進室設置の目的について

- ・大阪市のインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実を図るため、市の教育委員会、教育センターの特別支援教育に関する機能を集約して、教育委員会事務局指導部の分室としてその役割を担っている。
- ・4つの視点 … 大阪市教育振興基本計画にある「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」「自立し主体的に社会参加できる力を養う」「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の在り方を工夫する」を目指している。

②小・中学校における一層の交流教育を推進し、新しい人的支援体制を構築するために、「特別支援教育サポーター」「インクルーシブ教育推進スタッフ」を配置。

- ・「特別支援教育サポーター」… 現在小中学校に 577 名配置しているが、対象者は主婦や学生、地域の方でインクルーシブ教育などに熱意のある方が行き、児童生徒への直接支援、学習や対人関係の支援などしょうがいのある児童生徒としょうがいのない児童生徒が共に学ぶための支援全般や個別支援、通常学級と特別支援学級の双方の支援を行っている
- ・「インクルーシブ教育推進スタッフ」… 市内の各拠点校（16校）に教員経験のある人材を配置し、近隣エリア校への指導・助言を行っている。

指導内容として、教員に対する実践的な指導助言や、特別支援教育サポーターへの研修や助言がある。

- ③各学校のニーズに合わせて、担当指導主事・臨床心理士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士などを学校への巡回相談及び訪問活動を実施している。

これには教員の専門性の向上や、しょうがいに対する理解の促進を目的としている。

- ④医療的ケアの必要な児童生徒が、安心安全に地域の学校へ通えるよう体制づくりを進めているとして、ブランクナースなどの活用を行い看護師の配置を行っている。または、行内体制の整備と医療的ケア実施にかかる教員への指導助言をして、校内体制の構築に努めている。



【インクルーシブ教育推進室の担当職員の方への質疑応答】

(4) 所感

今後国立市が、さらなるインクルーシブ教育の推進と充実を図ることは、ソーシャルインクルージョンのまちづくりを構築する上でも重要な位置づけであると考えているが、大阪市では、

しょうがいのあるものとしょうがいのないものが共に学ぶ仕組み作りが活発に進められており、地域を巻き込んだインクルーシブ教育推進や、医療的ケアの必要な児童生徒へ向けた体制作りなど、様々な支援がそれこそ網の目のように張り巡らされており、参考にすることが多く、実りのある視察であった。ソフト面の取り組みだけでなく、ハード面でも取り組んでおり、例えばエレベーターの設置を行い肢体不自由児の子どももスムーズに通えるよう配慮してあった。

また、小中学校全ての教員が責任をもって取り組むことが大切であるとして、実際の現場の中で教員に対する助言や指導が受けられるサポート体制もしっかり組まれていることが特に印象に残った。さらには、年度毎にPDCAサイクルに当てはめながら、問題を抽出し今一番何が必要なのか検証しており、効果的に行っていると感じた。



【住友副委員長からの挨拶】

(5) 最後に

今回の視察から、インクルーシブ教育を地域の中で推進しているということに、大阪市が持っている共生社会に対する考え方、ポテンシャルの高さを実感した。

大阪市教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当課長 藤原 和彦氏をはじめ、次席指導主事 石井 力氏には多忙な中、時間を割いて対応くださったことに、この場をお借りして感謝申し上げたい。

この視察から学んだことを基に、国立市でも、さらなるインクルーシブ教育推進に力を尽くしていきたい。



【インクルーシブ教育推進室前にて】

6. 愛知県高浜市

接遇者（説明者）

高浜市議会議長 北川 広人 氏

高浜市教育委員会 学校経営グループ グループリーダー 岡島 正明 氏

高浜市教育委員会 学校経営グループ 主幹 鈴木 剛 氏

高浜市教育委員会 学校経営グループ 主事 大八木 優希 氏

高浜小学校 校長 中川 健二 氏

高浜市役所 議会事務局 議会グループ 事務局長 大岡 英城 氏

高浜市役所 議会事務局 議会グループ 主査 加藤 定 氏



【高浜小学校等整備工事（二期工事：複合施設建設）の案内板】

(1) 視察の目的について

国立市では第二小学校の複合化を目指して事業を進めているが、愛知県高浜市立高浜小学校は、公民館・児童センター・体育館の公共施設を併設複合化する整備事業を行っており、現在は一部で運用も始まり、令和3年4月（予定）の整備事業全体の供用開始に向けて、二期工事が進んでいるところであります。

整備事業における予算、計画、進め方、そして、市民からの反応などについてお伺いするために、視察をさせていただきました。



【遠藤委員長と高浜市議会の北川議長からの挨拶】



【教育委員会の担当職員の方からの説明・質疑応答と住友副委員長からの挨拶】

(2) 視察の流れについて

高浜市議会議長からの挨拶を受けて、高浜市教育委員会の担当職員の方からの説明、質疑応答を行い。その後、運用が始まったコミュニティ施設と小学校の中を見学した。



【ものづくり工房 あかおにどん（地域交流施設：たかびあ内）】

(3) 調査事項について

①これまでの経過について

平成 38（令和 8）年に財政調整基金が枯渇し、公共施設も老朽化することがわかる。

→ 市庁舎のリース、P F I 方式による事業実施、公共施設を複合化すると起債時の優遇が受けられる措置などを使って、財政負担の平準化をしなければならない

→ 市長のリーダーシップで学校複合化を行い、地域コミュニティの拠点となる施設にして、周辺の老朽化した公共施設を廃止し、残すものは長寿命化する方針を出す。

→ 公共施設のあり方検討会へ

②建設工事の進め方について

P F I 方式による事業実施 → 事業者が施設整備などを行い、市に所有権を設定した後、事業期間中の維持管理を行う B T O 方式により実施 … 財政負担の平準化のために、この方式を取り入れた。

③予算措置(国・県の補助金)について

国からは『危険改築補助金』及び『不適格改築補助金』、県からは『森と緑づくりの補助金』が交付されている。

④市内業者への受注機会について

総合評価方式、一般競争入札により実施したので市内業者に限ることは難しかったが、募集要項で市内業者に期待、配慮する等の文言を入れたことで、建設工事と備品納入については、結果的に市内業者が受注することになった。

⑤施設の配置、レイアウトについて

北側でも光が届くことや風の通りを確保する風の塔など、光と風を意識した学校にした。

また、小学校の音楽室、家庭科室、多目的教室を、平日の夜間に一般開放する。
小学校のプールを廃止 → 近隣にあった勤労青少年ホームの跡地に、民間のスポーツジムを建設してもらう(条件として、屋内温水プールとテニスコートの設置)
→ 児童がその施設を使って授業を行う。

今後は、状況に応じて小学校3~4校、中学校1校もその施設を活用していく。



【高浜小学校(教室、廊下、トイレ、風の塔)内の様子】

⑥駐車場整備について

56台の駐車スペースであった駐車場を、201台に増設した。また、地域の方からの要望もあり、複合化することでの使いやすさを求めた整備を行った。

⑦セキュリティ対策について

学校施設と一般開放施設との導線が交わらないように工夫し、導線を考え、防犯カメラを設置した。また、輔車分離に配慮した。

最終的には、地域の人(見守り)でセキュリティを作っていくことで、防犯カメラをなくしていきたい。

⑧公共施設のあり方検討会について

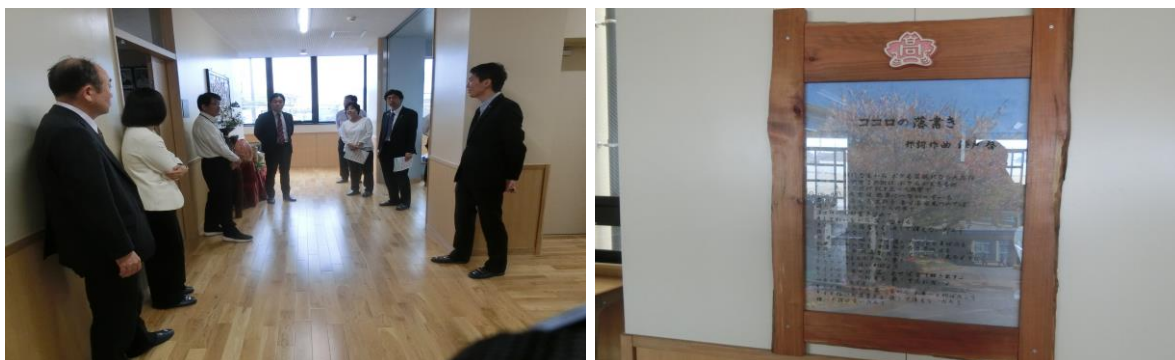
メンバーは6名で、有識者(大学教授)3名と市民3名で構成されている。

(4) 所感

財政を平準化するためのPFI方式による施設の複合化は、これからの公共施設の更新には必要な考え方だと思った。

また、複合化することでのセキュリティ問題の対策を行いながら、小学校の音楽室、家庭科室、多目的教室を一般開放できるようなレイアウトに工夫されていた。

さらに、自校式のプールを廃止し、民間のスポーツクラブに水泳の授業を委託することで、屋内温水プールでの授業を受けられる子どもたちにとっては、低温時の体調管理や天候に左右されずにカリキュラムを消化でき、プロのインストラクターによる専門的な指導のもと、学校の先生も含め管理者が多くなることでの安全性が向上され、財政面では、事業者が施設整備、維持管理・運営を行うことにより、市の負担が軽減されるなど、多くのメリットを感じた。



【高浜小学校の中川校長先生からのお話を伺って】

(5) 最後に

お忙しい中、お越しいただきました北川議長に感謝申し上げます。

また、ご対応いただきました高浜市教育委員会の皆様、授業中にも関わらず校内の見学を快くお許しくださった中川校長先生、そして、お世話をいただきました議会事務局の皆様にご感謝申し上げます。

今回の視察を通じて得たものを、これから始まる国立市の公立学校の建て替えについて、各議員が提言を行っていききたいと思います。



【地域交流施設：たかぴあの玄関にて】

建設環境委員会行政視察報告

令和元年(2019年)10月21日

建設環境委員長 関口 博
副委員長 香西貴弘

1. 日時 令和元年(2019年)10月16日(水)～17日(木)

2. 視察先及び視察内容

- (1) 10月16日(水)午前 山万株式会社：ユーカリが丘のまちづくりについて
(2) 10月16日(水)午後 長岡市：市役所のまちなか移転と中心市街地のまちづくりについて
(3) 10月17日(木)午前 見附市：「歩いて暮らせるまちづくり」ウォークブルシティの深化と定着(自治体SDGsモデル事業)について

3. 参加者

委員長	関口 博	副委員長	香西貴弘		
委員	青木 健	藤田貴裕	高原幸雄	石塚陽一	小川宏美
随行者	佐藤修平				
待遇者	10月16日				
	山万株式会社代表取締役専務		林 新二郎	氏	
	山万株式会社企画部企画グループ次長		久須見 裕文	氏	
	山万株式会社企画部企画グループ		木村 実稔	氏	
	長岡市中心市街地整備室まちなか整備担当課長		清田 潤	氏	
	長岡市中心市街地整備室主査		古澤 貴宏	氏	
	長岡市市民協働課長補佐		五十嵐 直人	氏	
	長岡市市民協働課臨時職員		五十嵐 彩映	氏	
	長岡市議会事務局長		腮尾 理	氏	
	長岡市議会事務局議会総務課政策調査係		井坂 真由美	氏	
	10月17日				
	見附市議会議長		佐々木志津子	氏	
	見附市議会総務文教委員会		佐野 勇	氏	
	見附市企画調整課長補佐 兼 都市政策室長		遠藤 拓央	氏	
	見附市企画調整課総合戦略室副主幹		夫馬 英之	氏	
	見附市議会事務局次長 兼 庶務係長		眞島 綾子	氏	

4. ユーカリが丘のまちづくりについて

(1) 視察の目的について

公共交通の整備を含めた民間企業によるまちづくりのあり方や手法等を視察・調査し、今後国立市で見込まれるまちづくりに生かすことを目的とする。

(2) 視察の概要について

① 視察企業の概要について

設立：昭和 26 年 2 月 資本金：30 億円
年商：101 億 1,200 万円（平成 30 年）
従業員数：136 人（平成 30 年 12 月現在）

② 視察の流れについて

ユーカリが丘街ギャラリーにて、代表取締役専務の林氏より挨拶を受けた後、ユーカリが丘紹介 VTR を視聴した。その後、企画部企画グループ次長の久須見氏より説明を受け、質疑応答を行った。

(3) 調査事項について

① 概要について

1970 年代から約 245 ヘクタール、総計画戸数 8,400 戸、総人口約 3 万人を目指し、開発を行っている。先日の台風 19 号の被害について、職員総出で、全戸（7,600 戸）聞き取り調査をしている。横須賀で開発したニュータウンを 3 年で売り尽くしたことで、住民が同世代に集中したことを反省し、ユーカリが丘では、世代が集中しないように、年 200 戸の募集を行っている。

開発後 46 年たってから大型ショッピングセンターができたことは珍しく、マスコミに取り上げられた。街が成長し続けているあかしである。

② ユーカリが丘線及びコミュニティバス等の公共交通について

各戸から歩いて 10 分でモノレールに着くように配慮した。現在、高齢化が進み、自宅から 3～6 分程度で公共交通が利用できるように実証実験（無料バス）をしている。10 年前、電気バスによる実証実験は失敗し、現在は、ディーゼルバスで実験中。公共交通で利益は出ないが、必要なことであると考えている。

③ ハッピーサークルシステムについて

高齢になった家族が、一戸建てからマンションに移れるようにサポートしている。一戸建てを査定価格の 100% で買い取り（他業者は 70%）、リノベーションして若い世代が購入しやすくし、若い世代を受け入れるようにしている。高齢者施設（特養 100 床、デイサービス等）を隣接地に建設し、住みなれた場所で一生を送ることができるよう考えている。北欧ではなく、オーストラリアの福祉政策を参考にしている。

④ 住民の要望について

エリアマネジメントを 3 人の社員で実施している。同じ世帯を同じ人が巡回（年 4 回）し、住民の意見を聞いている。

⑤ 佐倉市（行政）との関係について

働く女性を支援するために、認可保育園の申請をしたが、認可されなかった。

しかし、社会状況の変化により、5年後に認可された。

老人施設と保育園を一体化するような提案は、最初、行政には理解されなかった。(認知症の人が子供に危害を加えるかも知れないという危惧)

嶋田社長は、田舎で暮らしていた経験から、老人が子供の面倒を見ることに問題はないことを確信していたので、老保一体型の施設は可能と考え実施。

⑥ 今後の展望について

人が集まる施策を考えている。大学誘致を考えていたが難しそうである。オフィス等の誘致は可能ではないか、と考えている。

(4) 所感

人が快適に住むにはどのようにしたらよいかを常に考えてまちづくりをしている。目の前の利益優先ではなく、過去の経験からどのようにしたら快適な空間づくりができるか、人が豊かに生活できるかを考えていくと、おのずと社会環境の変化を先取りしていくことになる。そのために、既存の法律やルールが足かせになってくるが、それを克服する力と知恵がこの事業者にはあると感じた。

理想を実践しているのが一事業者であり、自治体はもっとまちづくりに積極的にかかわり、工夫をし、将来の理想を実現すべき立場にあると改めて実感した。



ユーカリが丘のまちづくりの説明を受ける委員

5. 長岡市：市役所のまちなか移転と中心市街地のまちづくりについて

(1) 視察の目的について

先進市によるまちづくりのあり方や手法等を視察・調査し、今後国立市で見込まれるまちづくりに生かすことを目的とする。

(2) 視察の概要について

① 視察市の概要について

市制施行：明治39年4月1日 面積：891.06平方キロメートル
人口：26万9,338人 世帯数：10万8,228世帯

(令和元年 10 月 1 日現在)

② 視察の流れについて

議会事務局長の腮尾（あぎお）氏より挨拶を受けた後、まちなか整備担当課長清田（せいだ）氏より説明を受けた。その後、施設の見学を行った。

(3) 調査事項について

① 概要について

11 市町村の合併により、業務が拡大した。中越地震で、防災拠点としての本庁舎の耐震不足が判明。交通弱者対策と、中心街のにぎわいづくりという課題克服のため、JR長岡駅から延びる大手通りを中心に、市民向け施設、官公庁関係施設を集中させた。

② 市役所のまちなか移転と中心市街地のまちづくりで得られた効果について

アオーレ長岡（長岡弁で「～しようレ」のように「レ」をつけるところから「会いましょう」にレをつけて「アオーレ」にしたとのこと）が平成 24 年（2012 年）4 月にオープン。隈研吾氏による設計で、市役所機能、市民交流機能を有する施設として利用されている。木をふんだんに使用した施設で、隈氏の希望により議場が 1 階にあり、市民が議会に親しみが沸くように工夫されている。

アオーレ長岡では、年間 450 件のイベント、年間 100 万人を超える市民が利用。

③ 今後の課題について

再開発事業によるマンション供給で転入者がふえたが、若者の町なか離れがある。空き店舗の増加、就業者の減少などによるまちの空洞化が進行している。

(4) 所感

市役所機能と市民交流の場を一体化し、議場を 1 階にして市民に親しみが持てるようにした工夫は秀逸であった。しかし、まちの中心街に残った大型商業施設を改装して、にぎわいを創出させる方法では、なかなかまちの活性化につながらないのではないのかと危惧を持った。今後行われる中心市街地活性化基本計画（第 3 期計画）がどのように実践されるかが期待される。



アオーレ長岡の「ナカドマ」にて



長岡市役所のまちなか移転等の説明を受ける委員



長岡市議会の議場にて



アオーレ長岡のアリーナを見学する建設環境委員

6. 見附市：「歩いて暮らせるまちづくり」ウォークブルシティの深化と定着（自治体SDGsモデル事業）について

（1）視察の目的について

SDGsに係る先進市の取り組みを視察・調査し、今後の国立市の取り組みに役立てることを目的とする。

（2）視察の概要について

① 視察市の概要について

市制施行：昭和29年3月31日 面積：77.91平方キロメートル
人口：4万232人 世帯数：1万5,018世帯
(令和元年10月1日現在)

② 視察の流れについて

見附市役所にて、議長の佐々木氏より挨拶を受けた後、企画調整課長補佐 兼都市政策室長の遠藤氏及び企画調整課総合戦略室副主査の夫馬氏より説明を受け、質疑応答を行った。

（3）調査事項について

① これまでの経緯について

●本事業の淵源は、現市長の久住氏が初めて市長に就任した平成14年にさかのぼる。当時としては珍しく「健康」を政策の中心に据えたこと、食・運動・生きがい・健（検）診の4つの観点から、効果の検証を可能とした具体的なエビデンスに基づいた健康施策を打ち出したことにあった。

●その後平成21年には「健幸」つまり個人が健康かつ生きがいを持ち、安全安心に豊かな生活を営むことができることを掲げ、これを基本にしてのまちづくり（=スマートウェルネスシティ（以下「SWC」という。））を目指すことを宣言。従来の健康施策4本柱に加えて、まちづくりの要素が加えられた。

●平成24年には国の新成長戦略の柱の1つであるライフ・イノベーションの実現策として、このSWCが地域活性化総合特区の認定を受けた。また、市としても健康に関する条例制定と計画の策定によって、まちづくりの方向性を決

定づけていくとともに、産官学連携による健康クラウドシステムの運用とその構築にも取り組み、それによる検証及び情報活用の手段が整備された。

●平成 25 年には、中央省庁横断型の自治体再生の特定地域再生計画に取り上げられ、それに基づいて計画が策定され、これにおいて、機能目的別のゾーニングや中心市街地と各拠点を結ぶ公共交通施策、また中心市街地のにぎわいの回復が企図されることになった。

●平成 26 年には「超高齢化・人口減社会を克服する SWC」が地方創生のモデルケースの 1 つに選ばれ、具体的に 72 の指標を設定し 5 年間の進捗状況を確認していくことになった。まさに見附市のまちづくりが、国の地方創生の具体的な先進事例に位置づけられた。

●SWC 施策の中には社会参加できる場づくり、歩きたくなる快適な歩行空間の整備と道路施策、過度な車依存からの脱却を可能とする公共交通の再整備、SWC 推進の鍵は人材にあるとの方針や地域コミュニティ組織の構築など 6 つのポイントが挙げられている。これらへの具体的な取り組みの結果、翌平成 27 年の地方創生関連交付金を活用しての地域再生計画の全国 20 計画のうちの 1 つに選ばれた。その後、本地域再生計画とその実施が、平成 29 年コンパクトシティ大賞の受賞へとつながる結果となった。

●また見附市は、日本初飛び地型広域自治体連携で民間のアイデア・資金を活用して成果報酬型サービス向上を狙った「SIBヘルスケア事業」にも取り組んでいる。川西市、白子町とともに国からの交付金を活用しつつ、第三者評価機関（筑波大学）の協力を得て今現在もプロジェクトの進捗を図っているところである。

② 自治体SDGsモデル事業に選定された要因と交付金・補助金について

●本年 7 月に自治体SDGsモデル事業に選定された理由は何か。SWC 施策の中には、既にSDGsが求めている 17 の目標のうちのいくつかが既に内包されていたことが挙げられよう。例えば、快適な歩行空間の整備と道路施策、過度な車依存からの脱却を可能とする公共交通の再整備などは、まさに歩いて暮らせるまちづくり、住んでいるだけで健康で幸せになれる都市を目指す意味で、目標の 3 や 7、また地域コミュニティ組織の構築などは目標の 11 の実現と関連づけられよう。

●本モデル事業では経済・社会・環境の 3 側面をつなぐ統合的な取り組みが求められるが、1 つ目として、公共交通におけるグリーンスローモビリティの活用は、近年の人手不足の深刻さへの克服策として既に検討されていたこと。2 つ目として、学校教育を通じた子供たちへのSDGs教育は、国連からアジアで唯一のSDGsゴール 9 ハブ大学に認められた長岡技術科学大学があり、それと連携してのプログラミング教育にもとづく学びや実践ができるカリキュラムの構築や普及活動への素地があったこと。3 つ目として、ウエルネスタウンの拠点化整備は、これまでの健幸都市に挑戦してきた見附市のまちづくりの集大成、具現化、シンボルとしてのモデル地区を創造することで目標の 3 を体感できるようになり、さらなる普及へと結びつけたいとの強い意志があったこと。以上のような観点から、自治体SDGsモデル事業として選定されるにふさわしい要因が十分にそろっていたのではと推察した。

●財源の観点からは、これまでの地方創生関連交付金の活用が平成 26 年度より連続的に図られるとともに、本SDGs事業については、指定都市 1 事業当たり上限 3,000 万の補助金が新たに適用されるとのことであった。

③ まちづくり及び交通に係る事業について

●SWC施策を進める観点から、機能目的別のゾーニングを行い市街地の人口密度が高い「居住ゾーン」や、歩いて行ける範囲に生活サービス関連施設を集めた「生活サービス機能拠点ゾーン」を設定している。これらゾーン設定は市職員と地域住民とで構成された地域コミュニティ組織との協働で議論し決められてきた。

●以上のように、まちのコンパクト化を図るとともに、各拠点を結ぶ公共交通施策が同時に行われ、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー、コミュニティワゴンの整備で車依存の脱却を目指しての公共交通の再整備が行われてきた。特に近年は新たに運転手の人手不足という問題に直面しており、その解決策としてグリーンスローモビリティの実証実験がスタートをしたところである。

●これら交通手段の再整備はさらに中心市街地のにぎわいの回復を目指すことにも大きく寄与している。「外出したくなる施設」として健康づくりセンターや子育て支援センター、喫茶コーナーなどを備えた市民交流施設の「ネーブルみつけ」、道の駅の「パティオにいがた」、「イングリッシュガーデン」などが整備され、人が出会うたまり場の創出、歩きたくなる歩行空間の整備や道路施策も順次行われてきた。歩く機会をふやすことで自然に運動をし、健幸な生活へとつなげていく仕掛けが随所に施されていたことを、今回の訪問によって体感的に知ることができた。

④ 今後について

●以上の長期にわたる具体的な数々の計画と実践により、健康運動教室利用者の要介護認定の発症率低減、後期高齢及び国保の医療費の抑制、そして介護給付費の抑制という具体的な数値のエビデンスが得られてきた。そして本年 7 月の自治体SDGsモデル事業の選定という新たな規範と結びつけられたことで、まちづくり及び公共交通、教育などの総合的な施策の進展により、本事業のさらなる深化と定着が図られていくことと思われる。それにつれて、国内的にも、また国際的にも、今後ますます注目度が増していくのではないだろうか。

(4) 所感

●健康は人生を生き抜いていく上で欠くことのできない基本的な要素の 1 つであろう。SDGsの目標の 3 は、本格的な超高齢社会を迎える日本において、いかに健康を維持し、幸福な人生を送り続けられるかの点で、途上国とは別次元での取り組みが求められていることであろう。高齢化課題先進国日本としてのモデルをどのように示すのか、これへの具体的な回答を日本の自治体である見附市の事業は、示しうる優位な立場にあるのかもしれない。

●健康を政策の柱にとの着眼とエビデンスに基づく成果にこだわる姿勢。こ

の先進的な取り組みを平成14年の最初の基本に据えたことは、そのとき既に、SDGsの基本姿勢である「誰ひとりとして置き去りにしない」という人間の安全保障の理念を具体的な側面から表していたと言えるのではないかと。

●次に3割の健康関心層と7割の無関心層の壁をいかにして突破するのか、その切り札としてSWC構想の採用を行い、「健康」⇒「健幸」へと多くの人々を自然と巻き込んでいこうという発想、つまり、まちづくりの要素の導入がなされた点は、見事な知恵の発露であったと言えるのではないかと。

●また、その後の着実な条例の制定、国の地方創生事業との連携の中での交付金の活用やアピール機会の創出など、一過性でない継続的かつ横断的な協力を一貫して続けてきたことは、注目されてしかるべき点であろう。

●これら先見的着眼点、知恵の使い方、継続的な取り組みによって、SDGs未来都市としての指定及びモデル事業への選定へと直線的に連なっていったのであると確信した。

●最後に国立市として参考とすべき点をあえて挙げるならば、見附市を初め他市も行っている健康ポイント事業ではないだろうか。日々の歩行や運動など健康づくりをすることでポイントがたまり、それを地域商品券や寄附に回すこともできるというものである。既に実証的な研究もなされている。当市においても高齢化の波は徐々に押し寄せ、扶助費の継続的な増加を初めとする財政への影響が懸念されている以上、具体的な方策の1つとして検討してよいのではないかと思う。



「歩いて暮らせるまちづくり」ウォークアブルシティの深化と定着の説明を受ける建設環境委員



見附市議会の議場にて、見附市議会の佐野総務文教委員長とともに

福祉保険委員会行政視察報告

令和元年12月13日

福祉保険委員長 青木 淳子
副委員長 柏木 洋志

1. 日時

令和元年10月28日（月）～29日（火）

2. 視察先及び視察内容

- (1) 10月28日（月）：富山県富山市
「特定非営利活動法人 デイサービス このゆびと一まれ」について
- (2) 10月29日（火）：富山県射水市
「特定非営利活動法人 はあとぴあ21」について
- (3) 10月29日（火）：富山県富山市
「富山市まちなか総合ケアセンター」について

3. 参加者

委員長 青木 淳子
副委員長 柏木 洋志
委員 高柳 貴美代、重松 朋宏、石井 めぐみ、上村 和子、望月 健一
随行 鱒坂 周平

4. 視察先の概要

- (1) 特定非営利活動法人 デイサービス このゆびと一まれ
変 遷：平成5年 民営デイケアハウス このゆびと一まれ 開所
平成11年 特定非営利活動法人 デイサービス このゆびと一まれ 認証
平成16年 このゆびと一まれ茶屋 開所
平成17年 このゆびと一まれ向い 開所
理 事 長：惣万 佳代子
目 的：介護及び看護が必要な高齢者・障害者（児）・疾病を有する者・乳幼児に対して、在宅支援サービスに関する事業を行い、福祉の推進に寄与する。
- (2) 特定非営利活動法人 はあとぴあ21
変 遷：平成6年 ボランティアで相談活動開始
平成25年 特定非営利活動法人 はあとぴあ21 設立
平成28年 支援センター「フレンズ」開設
平成30年 支援センター「アリス」開設
理 事 長：高和 洋子
目 的：社会生活を営む上で困難を有する子ども若者たちとその家族に対して適切な支援を行う。
- (3) 富山県富山市
市制施行：明治22年4月1日
面 積：1,241.77平方キロメートル
人 口：416,053人 世帯数：179,985世帯（令和元年10月31日現在）

5. 富山県富山市「特定非営利活動法人 デイサービス このゆびと一まれ」について
接遇者（説明者）

理事長 惣万 佳代子 氏
他 活動を支えるスタッフの方々

（1）視察の目的について

- ①高齢者・しょうがいしゃ・幼児などが同じ施設で、だれもが生き生きと生活している地域共生の富山型デイサービスを学ぶ。
- ②富山型デイサービスの先駆けとなったデイサービス施設「このゆびと一まれ」が誕生してから今日までの活動や富山型のメリット・現状の課題・運営体制などを学ぶ。

（2）視察の流れについて

デイサービス「このゆびと一まれ」を訪問し、理事長である惣万佳代子氏から、具体的な活動状況や、利用者の方、施設で働く方の様子や効用などを伺った。
その後、調査事項について質疑応答を行った。

（3）調査事項について

- ①デイサービス「このゆびと一まれ」が誕生した流れについて
- ②高齢者やしょうがいしゃや幼児など、ともに過ごすことから得られることは何か
- ③現状の課題は何か
- ④行政の支援や法人の運営について

（4）所感（目的の達成度、成果など）

施設は民家を活用し、家族的な雰囲気でもとても穏やか空気が流れていた。
しょうがいの有無にかかわらず、年齢を超えて1つの施設でともに過ごすことは大きな相乗効果があることを感じた。
高齢者の方にとって、子どもと触れ合うことで自分の役割を見つけ、意欲が高まり日常生活の改善や会話が增えることを学んだ。
しょうがいしゃの方にとって、居場所ができ自分の役割や生きがいを持つことにより、安心して穏やかに希望をもって過ごしていると感じた。
どのような相談も断らない強い姿勢で臨まれていた。地域住民の方にとって、様々な相談ができる安心の場所であることが分かった。
縦割り行政の壁を打ち破ったことで、日本で初めて柔軟な補助金が出ることとなった功績は大きい。
この共生型「富山型デイサービス」が全国に発信したことで、新しい形の福祉サービスにはまだまだ可能性があり、利用者本位のサービスの提供ができると感じた。
多様性を認め互いに尊重し共生する社会を目指す国立市にとって、参考にすべき考え方や取り組みが多く、今後に生かしていきたいと感じた。

（5）最後に（視察先への感謝等）

今回の視察は「富山型デイサービス」の生みの親である、惣万佳代子理事長にはお忙しいところ長時間にわたりお話を伺った。
この場をお借りして感謝申し上げたい。



【このゆびと一まれにて惣万様の話を聞く委員】



【このゆびと一まれ外観】



【このゆびと一まれにて】



【このゆびと一まれにて】

6. 富山県射水市「特定非営利活動法人 はあとぴあ21」について

接遇者（説明者）

理事長 高和 洋子 氏

事務局長 高和 正純 氏

他 活動を支えるスタッフの方々

（1）視察の目的について

①不登校とひきこもりの問題について、子ども若者支援センターを運営してきた経験を学ぶ

②不登校とひきこもりの問題について、どのような支援が必要かを学ぶ

（2）視察の流れについて

理事長である高和 洋子氏から様々な理由で不登校やひきこもりとなっている子どもたちについて、どのような支援をしてきたのか話を伺った。

（3）調査事項について

①社会的な不登校やひきこもりの実態について

②就労支援という支援施策からの転換について

③不登校当事者及び家族に対する対応について

（4）所感（目的の達成度、成果など）

今、全国的に不登校やひきこもりが問題となっている中で、当事者やその家族に対してどのように対応していったらよいのか。またその支援を行う上でどのような支援体制が必要なのかを伺った。

①不登校やひきこもりの実態について

今、不登校や社会的ひきこもりになっている子どもや若者には何か原因があってその状態に置かれている。しかし社会的には不登校やひきこもりがニュース等で取り上げられることが多く、「特別な人」として扱われることが多いが、実際は「困っている人・支援が必要な人」という状態が正しい。そしてこういった不登校やひきこもりの実態については顕在化しづらい状況にあり、地方自治体の実態把握をすることが難しい現状がある。

②就労支援という支援施策からの転換について

不登校やひきこもりに対する支援施策について従来は「就労支援」という支援施策で行ったが、これは効果的な支援施策でなかったことが明らかになっている。就労支援を行ったところで一番重要な「不登校やひきこもりになった原因のケア」が行われていない限り原因の解決が行われておらず、結果的に離職へつながってしまう。

しかしこの間支援施策について就労支援という形から当事者及び家族に対し自己肯定感や安心を感じてもらい、不安感を取り除くという支援施策に転換されていった。

③不登校当事者及び家族に対する対応について

この問題に対してまず家族への支援が重要視される。家族が当事者と接するうえで重要なのは「非難ではなく許容」であり、「指導ではなく共感」という点だと指摘される。

この不登校の問題で一番避けなければいけないのは「誰からも接触がなくなること」であり、家族との会話がなくなることによって今後の関係性の維持・改善が難しくなると同

時にコミュニケーション能力の低下が起こる危険性が指摘された。この問題に対しては会話を途切れないうようにし、「いつもあなたのことを考えている」と示すことが重要と指摘された。

(5) 最後に（視察先への感謝等）

まず「はあとぴあ21」に視察させていただき、本当に良い経験をさせていただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

今回不登校やひきこもりの問題についてこれまでの事例を踏まえたお話を伺えたことは大きな収穫だったと感じております。今回伺った話を必ず国立市政に生かし、支援施策に反映していきたいと思っております。

理事長様をはじめ、対応していただいたスタッフの皆様には改めて心から感謝を申し上げます。



【はあとぴあ21にて高和様の説明を受ける委員】



【はあとぴあ21にて高和様の説明を受ける委員】



【はあとぴあ21にて（高和理事長様、高和事務局長様、挨拶にお越しいただいた富山県議会議員 永森直人様、射水市議会議員 山崎しんじ様、中村文隆様、高畑吉成様）】

6. 富山県富山市「富山市まちなか総合ケアセンター」について

接遇者（説明者）

所長 酒井 敦子 氏

他 センターを支える職員の方々

（1）視察の目的について

- ①富山市で行っている「まちなか総合ケアセンター」について直営で運営してきた経験について学ぶ
- ②産後ケアからみどりまでトータルケアとも言える事業についてどのような支援が必要となったかについて学ぶ

（2）視察の流れについて

まちなか総合ケアセンターの所長である酒井 敦子氏から該当施設がどのような経過で設立されたのか、またどのようなケアが必要なのか話を伺った。

（3）調査事項について

- ①産後ケアや病児保育について
- ②訪問診療を行政直営に関することについて
- ③市民への施設機能の開放及び活用に関することについて

（4）所感（目的の達成度、成果など）

①産後ケアや病児保育について

産前産後の体調変化など心身の変化が著しい状態に母体はおかれるため、そのフォローアップとして専門家たる助産師や保健師、精神保健福祉士などのサポート体制を確立すると同時に、周辺自治体と連携しデイケアや宿泊設備なども設置し心身両面からのケアを可能とした。

宿泊設備に関しては当初体調不良等による連泊が主体であると想定されたが、実際に活用を開始すると「じっくり眠りたい」というような例に代表される「育児疲れの解消」という1泊の利用内容が主体であったことが指摘された。

②訪問診療を行政直営に関することについて

訪問診療所「まちなか診療所」に関して現在医師3名、看護師4名、社会福祉士1名が在籍しているが、近隣の訪問診療所と協力体制をとり終末期の患者さんや担当診療所がやむを得ない事情で訪問できない際の往診代行、また頻回な訪問診療が必要な場合の短中期的な訪問など、他の訪問診療所との住み分けを行っているとの話を伺った。

③市民への施設機能の開放及び活用に関することについて

施設整備の際に地域交流のための集会所機能「まちなかサロン」や、貸店舗として運用できる交流スペースを整備した。産後ケアや病児保育、訪問診療所などの施設機能と同一施設内にあるため、主に子ども・女性分野や健康維持についての相談や学習会、また体操や交流企画が多いことがイベントスケジュールからも感じられた。

貸店舗機能などを含めた空間、通称「ギャザリング」に関しては地域のPRショップやチャレンジショップとして気軽に借りられるとの説明があり、地域振興施策としての効果に関しても郊外に出店していた個人店舗が富山市街地に出店するなど、一定の効果が出ているとの話を伺った。

(5) 最後に（視察先への感謝等）

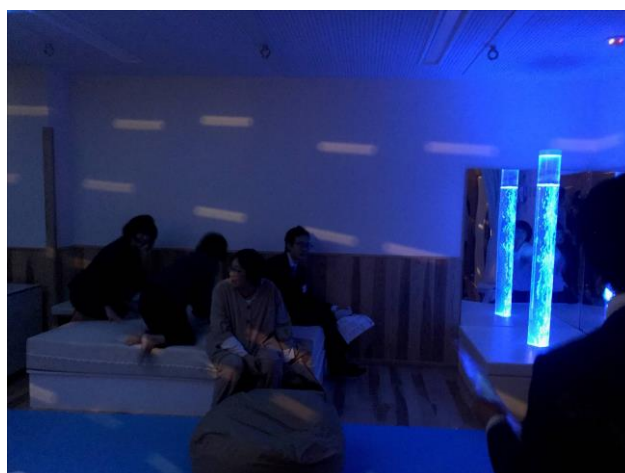
まず「富山市まちなか総合ケアセンター」を視察させていただき、本当に良い経験をさせていただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

今回の視察で産前産後ケアや病児保育事業、また訪問診療からまちなかサロンに代表される市民交流のあり方まで様々な話を伺えたことは大きな収穫だったと感じております。この産前産後からみとりまでに至る問題は富山市や国立市に限らず全国的な問題だと考えております。今回視察させていただいた内容について国立市政で活かし、支援施策に反映させていきたいと考えております。

所長様はじめ、対応していただいたスタッフの皆様には改めて心からの感謝を申し上げます。



【富山市まちなか総合ケアセンターにて酒井様の説明を受ける委員】



【施設見学（スノーブレンルーム）】



【(←産後ケア応援室) 施設見学 (→まちなかサロン)】



【富山市まちなか総合ケアセンターにて】

公明党会派視察報告

1. 日 時 令和元年 11 月 5 日（火）～11 月 6 日（水）

2. 視察先

【1】 11 月 5 日（火）午後 愛媛県今治市：今治市クリーンセンター「バリクリーン」

【2】 11 月 6 日（水）午後 香川県高松市：高松丸亀町商店街

3. 視察参加者

小口俊明 青木淳子 香西貴弘 以上 3 名

※先方接遇者

11 月 5 日（火）

- ・ 今治市議会事務局議会総務課課長補佐 : 阿部伸吾氏
- ・ 今治市役所市民環境部 クリーンセンター管理事務所所長保佐 : 村上浩一氏

11 月 6 日（水）

- ・ 高松丸亀町商店街振興組合 理事長 : 古川康造氏

○ 愛媛県今治市：今治市クリーンセンター「バリクリーン」

(1) 視察の目的

「防災“Cost”をいつもの“Value”に」との「フェーズフリー」の概念を具現化した国内第一号の施設を見学し、本概念を国立市に導入展開する為のヒントを得ることを第一の目的とする。

(2) 視察の概要

① 施設の概略

- ・ 設立 平成 30 年 3 月竣工、4 月より稼働 運用開始
- ・ 事業方式 DBO（公設民営）方式、所有は今治市、運營業務委託先として設された特別目的会社（SPC）今治ハイトラスト(株)と委託契約。
- ・ 従業員数 63 名（平成 31 年 10 月現在）
(市のリサイクル推進課が本施設内に移転し 22 名が職務に従事)
- ・ 施設特徴 最新鋭の可燃ごみ施設 174T/日 (87t/日・炉×2 炉) ストーカ式焼却炉リサイクルセンター 41T/5h 破碎・選別・圧縮・梱包・一時保管。
ごみ焼却時の発生熱による発電で施設全体、近隣公共施設へも供給し、更に余った電力を売却している。万全の耐震・免振対策でゴミ発電での電気を賄うとともに、大研修室、小研修室、多目的室、見学者ホールなど、これらは災害時には 320 人の避難場所として活用され、非常食や飲料水の備蓄を行っている。初年度で見学者が 5,000 人を突破。

② 視察の流れ

・JR今治駅にて議会事務局の阿部氏とドッキング。目的地のバリクリーンへ案内される。到着後、14時から管理棟多目的室にて、市民環境部本センター所長保佐の村上氏より70分ほど質疑を交えながら説明をうけた。その後45分間で管理棟、工場棟を案内いただき詳細にご説明をいただいた。16時過ぎに終了となる。

(3) 調査事項

①本施設が建設されるに至った経緯、特にフェーズフリーの概念の導入経緯について

・平成17年の近隣町村合併後の今治市は、市内4施設（内3カ所は島嶼部）あった老朽化したゴミ処理施設を新設の1カ所にまとめ上げる計画を策定。その候補地選定に紆余曲折がありながらも、それまで従来の陸地側1カ所にあったゴミ処理施設の西側に建設することが、平成22年に正式に決定された。

・その後、どのような施設が今治市にふさわしいゴミ処理施設なのかについての検討に大きな影響を及ぼしたのが、2011年の東日本大震災であったという。新施設の整備にあたっては、ゴミ処理施設自体の耐震化は当然として、地域全体として災害時の防災拠点となりうるような施設整備に配慮することが求められ、地域防災拠点の機能を付加することが計画として打ち出された。

・平成25年4月に、前年の審議会答申「21世紀のゴミ処理施設のモデル（今治モデル）について」に基づいての実施方針の公表と特定事業の選定と公表がなされ、5月に入札公告が出された。プレゼン等を経て正式な落札者が(株)タクマ、(株)タクマテクノス西日本支社、(株)安藤・間四国支店、今治ハイトラスト(株)となり、建設工事請負契約は(株)タクマに決定。平成25年12月に基本協定締結がなされ、平成26年4月からの工事着工へと至った。

・本事業の方式がDBO方式であることは、発注側（今治市）が立案、策定した基本コンセプトや大きな方針に対して、設計の段階から建設そしてその後の運用に至るまでの過程において、受注側である(株)タクマがどれだけ具体的な形を描き、かつ具現化したものを提供できるかにその成否がかかっていたと言って過言ではなかったろう。その中で、今治モデルを構築する3つの柱①廃棄物を安全かつ安定的に処理する施設②地域を守り市民に親しまれる施設③環境啓発・体験型学習及び情報発信ができる施設という要求に対して、平常時と災害時の垣根を越えて、その価値を違った形で発揮し、造られた施設が継続的に使用し続けられることを見事に描いた上で、形にして提案をした。それが受け入れられることに(株)タクマは成功した。これらがフェーズフリー概念が本施設へと繋がった経緯である。民間企業(株)タクマの発想と導きで、その概念を今治市が受け入れたというのが実態であった。

②実際にフェーズフリー概念がどのように具現化された施設となったのかについて

・フェーズフリー化された実態は、施設というハード面と仕組みや協力体制などのソフト面の両方に及んでいるのが大きな特徴である。

・ハード面で言えば、災害による停電時の焼却炉を立上げる為に設置された非常用

発電機を「常用非常用の兼用」とすることで、平常時にはプラントを停止している時に必要とされる電力のピークカット（最大値を低減させることが可能）に用いることを行い、電気基本料金の軽減に貢献していること。また施設で運用している業務用車両を電気自動車としているが、平常時はごみ発電によってもたらされた電気充電をすることで環境負荷低減を図りつつ、災害時には周辺地域に電気を供給するための移動電源車としての機能を発揮することが想定されている。また管理棟内の大研修室（実際は体育館のように見える施設）は、スポーツやイベントの開催が行われており、地域の方々が平素より利用し喜ばれており、高い利用率であるとお聞きした。災害時にはここが一番の避難所となる場所でもある。320人の市民が寝泊まりできるよう、仕切り板や、食料品などの備蓄品が倉庫には整然と並べられていた（因みに1週間分の食料品と日用品が備蓄されていた）。その他にも風呂場（浴場やシャワー）や洗濯機なども平常時災害時を問わず、自家発電に基づき使用が可能であるとのことであった。

- ・次にソフト面からみると、近年問題となっている災害時の廃棄物の発生において、㈱タクマが災害ごみの取り扱いの経験値の高いプロの指導員や運転員を派遣する体制を整えており、円滑に災害廃棄物処理を行うことが図られていることや、指定避難所となっている本施設の運用については、地元のNPOとの間で「緊急救援協定」を結び、地域の防災士資格をお持ちの方々にも協力を得ながら、円滑に避難所運営が行えるよう、日頃の訓練を通しての準備が成され、その運用に備えていることが窺えた。更に驚いたことに、実はこうしたソフト面を担う団体や人員（人的リソース）を本施設に結びつけたのも、実は㈱タクマであったという点である。つまりハードからソフトに至るまで、㈱タクマが提案してきたというのが、実際に伺った中で分かったことであった。
- ・最近では着実に本施設の利用頻度は上がり、地域住民の協働的な取り組みへの参加を促す契機となっている。まさに「防災“Cost”をいつもの“Value”に」の実践的な繰り返しが、本施設の存在価値を、今後も益々高めゆくにちがいない。

(4) 所 感

この今治クリーンセンターを知ったきっかけは、雑誌公明本年6月号での秦康範氏の寄稿「防災・減災思想を普段の生活に～フェーズフリーな社会の実現にむけて～」においての紹介にあった。そこに、本施設がジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）の2019年におけるグランプリに輝いたことに触れられており、その点に大変興味をそそられたのである。その論考の冒頭に、何故防災は広がらないのかについて、従来の啓発アプローチの限界が論じられていた。そして別アプローチとして「フェーズフリー」の概念が紹介され、「普段の生活の中に防災・減災の思想を取り入れることの重要性」について論じられていた。フェーズフリーの概念は、公共的な施設にとどまらない。様々な分野に及ぶため、「誰もがそれぞれの立場で参加することが出来るプラットフォーム（基盤）」と言われている程である。国立市でも、既にそのような取

り組みが無意識に行われているとも思われる。今後できることを考えるならば、この概念の普及、平常時の身の回りの商品が災害時にはこのように使用できるとのフェーズフリーな商品の紹介等ではなかろうか。また今後、公共施設の複合化が叫ばれる中で、「防災“Cost”をいつもの“Value”に」を反映するチャンスもあり得るかもしれない。今後の我が会派の検討課題としてまいりたい。あと、今回の視察で得られたのは、民間企業の有する実績や知恵への尊敬の念であった。外観を見た時にあの大屋根が何の機能があるのかと問うたが、実はごみ焼却施設との連想を避けるためのデザイン上の配慮との答えには、正直驚かされた。担当者も役所が考え付かないことと言われていたが、どのように観て欲しいのかまで配慮がされていたのである。フェーズフリーの概念の取入れも、煙たがれる施設の導入のための方便としての意義づけかとの自身の思い込みは、全くの浅薄な考えであったと大いに恥じた次第である。最後に今回のバリクリーン視察時にお世話になった今治市議会事務局の阿部氏、説明頂いた村上氏、他関係者に深く感謝を申し上げたい



バリクリーンの外観



多目的室で説明をうける

○ 香川県高松市：高松丸亀町商店街

(1) 視察の目的

- ・由緒ある高松丸亀町商店街のバブル崩壊後の危機的状況からの再生過程を確認するとともに、本商店街の再生計画が、現在の単なる商店街の再生ではなく、今後の縮小社会を目指しての理想的なまちづくりへの先駆的な試みであることを鑑み、そこから多くのまちづくりに関するヒントを得ることを目的とする。

(2) 視察の概要

① 高松丸亀町商店街の概要について

沿革：丸亀町が出来たのは400年以上前の生駒正親の高松城築城に由来する。

本商店街の組合高松丸亀町商店街振興組合は、昭和24年12月13日に設立。

2015年頃の店舗数が157。組合員数104人。古川康造氏が現理事長。

バブル期の開町400年際の頃(1988年頃)で年間約20万人の通行量を誇った。

2006年にはその約半数までに落ち込んだ。

町内の住人数も昭和40年代の約1,500人が、2010年には75人までに減少。

位置：高松市の中心商業地区の真ん中に位置する全長470Mの商店街。

② 視察の流れ

- ・高松丸亀町商店街振興組合を訪問、13時から約70分にわたり本商店街再生の取り組みや経緯をご紹介いただいた。その後、商店街のA区画を中心にご同行いただき説明をうけ、誘致された医療機関、健康づくりのための施設、レストランや保育園なども順次訪問し、説明を受けた。15時半に終了となる。

(3) 調査事項

①地権者をはじめとする利害関係者をどのようにまとめていったのか

- ・ある一定のエリアを効果的に再開発するには、既存の地権者とのタフな交渉が常に付きまとうが、敢えて3人の代表者のみで本事業の計画を立案し、その効果を丁寧に地権者一人一人に説明し、納得を得る交渉を4年間で行った。特に土地の所有と利用の分離という手法を編み出し、共同出資会社をつくり、地権者との間で60年間の定期借地の契約をむすび、一旦そのエリアの土地利用については白紙にし、新たなまちづくりを描き整備することに繋がった。地権者へは60年間にわたり利益配当が行われる。この街づくりの仕組みを説明し全員の合意を得ることに成功した。
- ・次に議会の同意を得るために行ったことは、高松市全体を見た時に、この「中心市街地の再開発事業がなぜ重要なのか」を、市街地(5%)と郊外部(95%)との行政コストの比較、大型郊外店舗による税収の他県への流出現象、中心市街地と郊外での農業従事者との固定資産税の坪当たり評価などの点に基づいて説明したことにある。市中心部の再開発による税収効果がどれほど大きいかを納得させ、市議会を味方につけることに成功した。
- ・公(国や県)の手厚い支援を確保できた理由は、市街地中心部は既に整備されたイン

フラ基盤があり、その上に行く再開発事業に対しての「投資効果」は一から整備をする郊外に比べ、極めて合理的で大きな利回りで税金として回収が見込まれることへの理解の促進にあった。因みに固定資産税で9倍、また全てのエリアが完成した暁には国、県、市には10億円が返るとの試算がされているとのことであった。

②エリアマネージメントやゾーニングを誰が描き、誰が運営しているのか

- ・270Mの商店街を7区画（ABCDEFGH街区）の最少コミュニティ単位に分け、その街区毎に共同出資会社を設立、60年間利用権を放棄してもらい、その上に新たに共同ビルを建て、その運営をプロのまちづくり会社に委託する。このまちづくり会社は高松丸亀町商店街振興組合が95%、高松市が5%を出資した第3セクターである。全体的なエリアマネージメントやゾーニングは、振興組合側が描き、具体的に各共同ビルの運営や管理（テナントリーシングなど）はこのまちづくり会社が担うこととなっている。この背景には、振興組合では利益を出すことも、また迅速な決定も適わないとの点があり、迅速な意思決定や事業展開を行うには、どうしてもこのまちづくり株式会社が必要不可欠であった。ちなみに自治体出資比率を5%まで下げたことは、市役所に事業への関与、特に役員の輩出をしないことを約束させるためでもあった。民間の主体性を貫きたいとの思いがあったからであろう。

③自治会立医療施設の誘致、民間版地域包括ケアについて

- ・各街区には特徴あるテナントや施設配置が成されているが、特に注目したのが、医療や介護、健康関連施設の誘致と配置である。本事業の流れを後押しているのは、紛れもなく人口減少と少子高齢化の波、そして実りある長寿社会への希望にあることが窺える。古川氏の主張では、商店街の活性化は居住者さえ帰ってくれば、あとは再生していけるとのことであったが、その居住者回帰の第一のターゲットとして高齢者世代に光をあてた結果が、これらの配置にあった。
- ・更にどうしても不可欠なのが病院や介護施設ということになる。しかし、新たに病院を誘致するには莫大な費用がかかることから、再開発ビルの中階層に「病院」ではなく「診療所」を開設し、その上部のマンションを病室に見立てるということを考え出した。医師は往診・回診を行うことができるし、患者である住人もすぐに受診できる安心感がある。また、大きな病気や手術などは近隣の2大病院があり、そこへと繋げられるし、術後のリハビリやケアを自宅で続けられるということになる。更に終末医療に関連しては、まさに病院で死ぬことではなく、自宅で死ぬことを選ぶこともできることになる。まさに豊かな老後を支える医療を提供することで、多くの居住者を呼び込むことにつなげる施策と言えよう。
- ・その他に予防医療の拠点としてBODYBANK（ボディバンク）が開設されていて、様々最新鋭の機器での検診を受けることができ、健康を維持するための運動が行える場も用意されている。更に、高齢者の食事への配慮の点から、個々の健康状態に対応した食事が準備されるレストランが準備されているなど、病院を含む全体が個々の健康をサポートする体制が整いつつある（つまり民間版の地域包括ケアとでも言える）

ことに大変に驚かされた。

④パブリックスペースの整備やその活用、効果などについて

- ・触れておかねばならないのが、パブリックスペース（広場）の設置と活用であろう。欧州などでは必ず町の中心には広場があり、まちの象徴的な場所となっている。本商店街では、従来の交差点（公有地）をぐるりと取り囲むように民有地をさし出して囲んでしまうことによって、民間がある一定の自治権を確立することに成功した。この上には象徴的なドームが作られていて、まさに全天候型の広場となった。市民が自由に利用できる広場（パブリックスペース）がこの一等地に出来上がったわけである。この活用は、商店街を盛り上げのためのイベント開催にではなく、外部からの持ち込みにイベントに使うことを想定し、そのバックアップ体制も含め準備したことが成功の要因となる。昨年の実績で 254 本のイベントが行われたが、それらは全て外部からの持ち込みのものであった。古川氏いわく、この広場に限らず、計画や想定などはできるが、それを実現するための場（ステージ）を用意することができないのが、全国の再生計画の実際ではないかとのことであった。ここでも土地の所有と利用の分離の英断が、よき結果を生んでいるようであった

⑤ 国立市へのヒントは？

- ・本市のまさにセンター地帯である富士見台地域のまちづくり。ここを舞台に UR と協調しながら再開発が出来ないものか。土地問題はクリアしているし、公共施設なども固まっている。あとは商業や医療を集積させ、UR との協力の中で多世代にわたる住環境空間を創り出し、歩いてある程度の生活が完結できる地域を創り出す。まさに本地域がその最適な場所ではないか。1F に商業施設、2F に地域医療機関や介護関係が、そして 3F 以降に居住者スペースを設置して、まさに在宅医療も可能な場所を提供し、当然エレベータの付いた、環境にも配慮したマンション住宅が造られれば、高齢化率の高い本地域のニーズにも十分、応えることになるのではと考えた。

(4) 所 感

- ・本事業はあくまで民間主導による再開発事業であり、国、県、市との取り決め、そして民間同士の契約による実施など、どこまでもわが町の再開発事業は我々の手でとの思いに貫かれていることに深く感銘を受けた。実はこの商店街では、自治会と振興組合が一致している点も大きな特徴である。自ら生まれた土地、地べたの問題と向き合わなければ、本当のまちづくり、商店街の再生が叶わなかったとの言葉に胸が熱くなった。住民自治またその誇りを垣間見たようであった。
- ・丸亀町商店街の再生とは、バブル景気とその崩壊によって地域の生活者たちの生活が翻弄され、地域がばらばらにされたことからの回復のプロセス、更に改良復興というべき取り組みといえるのではないか。そこには時代の流れ、少子化、超高齢化という向かい風を、あたかも追い風のように扱い、まさに正しく縮むことで、賑わいを商店街や市中心街に取り戻さんとの、古川理事長の静かではあるが大いなる志を感じた。
- ・まちの再生には、一度故郷を離れた出身者が、呼びかけに応じて戻っている。先に紹

介した医療の再生も、まさにそのような方が担われているのである。人材が活躍する場（ステージ）を設けること無くして、有為な人材も有意義な催しも、来ることはあり得ない。しかしその場を設けることが至難の業であると、何度も理事長は言われていたが、それを可能にしたのが、土地の所有と利用の分離、定期借地権の活用の知恵であった。理事長の「本事業の核心」との言葉には、大いに納得するものである。

- 60年後のことが気になるところだろう。定期借地であるなら60年後には更地に戻さねばならないのではと。実は更に追加で30年延長の特約条項があるとのことであった。ただ60年後のことは誰にも判らない。「其の時」の人たちが決めるべきこととの至極全うな回答が返ってきた。
- 最後に、古川理事長をはじめ関係者の方々に深く感謝を申し上げるとともに、今後の更なる発展を祈念する次第である。



A街区から望む商店街



古川理事長を中心に

議 長 会 の 動 き

全国市議会議長会第 166 回社会文教委員会

日 時 令和元年 11 月 14 日 (木) 午後 1 時 30 分
場 所 東京グリーンパレス 地下 1 階「ふじ」

副委員長(土佐清水市議長)の開会の辞、全国市議会議長会副会長(河内長野市議長)のあいさつの後、正副委員長補欠選任が行われ、特別講演、事務報告に続き協議を行った。

1. 協議事項

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 要望書(案)について | 【承 認】 |
| (2) 要望活動の方法について | 【承 認】 |
| (3) 今後の運営について | 【承 認】 |
| (4) その他 | 【特になし】 |

以上、議事終了後、委員長(多賀城市議長)の閉会の辞を受け、閉会した。

東京都市議会議長会定例総会

日 時 令和元年 11 月 20 日 (水) 午後 3 時 00 分
場 所 東京自治会館 2 階 大会議室

副会長(小平市議長)の開会の辞、会長(小金井市議長)のあいさつの後、報告事項に続き協議等を行った。

1. 報告事項

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 会務報告 | 【承 認】 |
| (2) 全国市議会議長会第 153 回地方行政委員会の会議結果について | 【承 認】 |

- (3) 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について 【承 認】
- (4) 第226回東京都都市計画審議会の会議結果について 【承 認】
- (5) 令和元年度日中友好交流事業について 【承 認】
- (6) 令和元年東京市町村総合事務組合議会第2回定例会について 【承 認】
- (7) 関東市議会議長会支部長会議・第1回理事会の会議結果について 【承 認】
- (8) 全国市議会議長会第217回理事会及び第107回評議員会の会議結果について 【承 認】
- (9) 全国市議会議長会第150回地方財政委員会の会議結果について 【承 認】
- (10) 全国市議会議長会第154回地方行政委員会の会議結果について 【承 認】
- (11) 全国市議会議長会第166回社会文教委員会の会議結果について 【承 認】

2. 協議事項

- (1) 令和2年度東京都市議会議長会事業計画(案)について 【承 認】
- (2) 令和2年度東京都市議会議長会歳入歳出予算(案)について 【承 認】
- (3) 令和2年度東京都市議会議長会関係役員(案)について 【承 認】
- (4) 令和元年度東京都市議会議員研修会について 【承 認】
- (5) 各市提出議案について 【承 認】

3. その他

- (1) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

以上、議事終了後、副会長(武蔵村山市議長)の閉会の辞を受け、閉会した。

協 議 会 の 動 き

三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会

日 時 令和元年 11 月 15 日（金） 午前 10 時 30 分

場 所 東京自治会館 2階 大会議室

副委員長（小平市）、委員長（福生市）、福生市議長（委員長市）、来賓のあいさつの後に、議事に入った。

1. 報告事項

(1) 会務報告

【承 認】

2. 講演

「多摩地域における都市計画道路の整備について」

講師 東京都建設局道路建設部計画課事業化調整専門課長 徳差 宣（とくさし せん）氏

3. その他

【特になし】

以上、議事終了後、副委員長（清瀬市）からあいさつを受け、閉会した。

令和元年 9 月分例月出納検査結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種類

地方自治法第 235 条の 2

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和元年 10 月 1 日（火）から令和元年 10 月 15 日（火）まで

イ 実施

令和元年 10 月 21 日（月）

② 対象部局

会計管理者及び会計課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和元年 9 月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡受払簿（精算整理表）

② 対象範囲

令和元年 9 月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

(4) 手続き

① 実施通知 令和元年 10 月 1 日（火）

② 資料提出期限 令和元年 10 月 10 日（木）

③ 事前調査 事務局による調査

④ 実施 監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

(5) 結果

① 概評

令和元年 9 月分の一般会計、各特別会計及び歳入歳出外現金並びに各基金に係る現金の出納状況について、先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和元年9月分

(単位：円)

会計名	年度	受入高	払出高	残高累計
一般会計	元	1,966,436,677	3,183,706,385	813,862,063
国民健康保険特別会計	元	864,288,459	713,456,517	457,594,659
下水道事業特別会計	元	875,158,220	716,289,374	253,453,897
介護保険特別会計	元	484,126,324	500,433,138	296,021,046
後期高齢者医療特別会計	元	220,626,500	92,918,068	144,251,335
小計		4,410,636,180	5,206,803,482	1,965,183,000
繰替運用	元	0	0	0
繰替使用	元	0	0	0
合計		4,410,636,180	5,206,803,482	1,965,183,000
歳入歳出外現金	元	559,907,219	430,923,576	526,405,017

※歳入歳出外現金の残高累計には、平成30年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和元年9月分

(単位：円)

会計名	年度	予算現額(円)	収入済額(円)	収入率(%)	予算現額(円)	支出済額(円)	執行率(%)
一般会計	元	31,074,694,000	13,350,722,593	42.96	31,074,694,000	12,536,860,530	40.34
国民健康保険特別会計	元	7,421,071,000	3,077,079,885	41.46	7,421,071,000	2,619,485,226	35.30
下水道事業特別会計	元	2,666,242,000	1,399,334,135	52.48	2,666,242,000	1,145,880,238	42.98
介護保険特別会計	元	5,917,735,000	2,691,084,681	45.47	5,917,735,000	2,395,063,635	40.47
後期高齢者医療特別会計	元	1,778,468,000	715,615,229	40.24	1,778,468,000	571,363,894	32.13
計		48,858,210,000	21,233,836,523	43.46	48,858,210,000	19,268,653,523	39.44

② 個別事項

- ア 指摘事項 なし
- イ 要望事項 なし

以 上

令和元年 10 月分例月出納検査等結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種類

地方自治法第 235 条の 2

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和元年 11 月 1 日（金）から令和元年 11 月 13 日（水）まで

イ 実施

令和元年 11 月 21 日（木）

② 対象部局

会計管理者及び会計課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和元年 10 月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡受払簿（精算整理表）

② 対象範囲

令和元年 10 月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

(4) 手続き

① 実施通知

令和元年 11 月 1 日（金）

② 資料提出期限

令和元年 11 月 13 日（水）

③ 事前調査

事務局による調査

④ 実施

監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

(5) 結果

① 概評

令和元年 10 月分の一般会計、各特別会計及び歳入歳出外現金並びに各基金に係る現金の出納状況について、先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和元年10月分

会 計 名	年度	受入高 (円)	払出高 (円)	残高累計 (円)
一般会計	元	1,306,457,087	2,593,073,328	△ 472,754,178
国民健康保険特別会計	元	508,372,867	666,653,568	299,313,958
下水道事業特別会計	元	80,043,369	145,076,178	188,421,088
介護保険特別会計	元	663,454,713	585,820,612	373,655,147
後期高齢者医療特別会計	元	73,480,897	173,907,931	43,824,301
小 計		2,631,808,933	4,164,531,617	432,460,316
繰替運用	元	0	0	0
繰替使用	元	0	0	0
合 計		2,631,808,933	4,164,531,617	432,460,316
歳入歳出外現金	元	428,743,895	563,261,468	391,887,444

※歳入歳出外現金の残高累計には、平成30年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和元年10月分

会 計 名	年度	予算現額(円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	予算現額(円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
一般会計	元	31,074,694,000	14,657,179,680	47.17	31,074,694,000	15,129,933,858	48.69
国民健康保険特別会計	元	7,421,071,000	3,585,452,752	48.31	7,421,071,000	3,286,138,794	44.28
下水道事業特別会計	元	2,666,242,000	1,479,377,504	55.49	2,666,242,000	1,290,956,416	48.42
介護保険特別会計	元	5,917,735,000	3,354,539,394	56.69	5,917,735,000	2,980,884,247	50.37
後期高齢者医療特別会計	元	1,778,468,000	789,096,126	44.37	1,778,468,000	745,271,825	41.91
計		48,858,210,000	23,865,645,456	48.85	48,858,210,000	23,433,185,140	47.96

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

2 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和元年11月1日(金)から令和元年11月13日(水)まで

イ 実施

令和元年11月21日(木)

② 対象部局

選挙管理委員会事務局

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

ア 令和元年度国立市一般会計(歳出)

投票用紙自動交付機の購入(9月9日支払分)

予算科目 02.04.04.18(02)

支出額 5,140,800円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和元年11月1日(金)

② 資料提出期限 令和元年11月12日(火)

③ 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

ア 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア. 契約行為は定められた手続きを経ているか。

イ. 機種を選定は妥当か。

ウ. 機器の納入時期は適切か。

エ. 備品登録は適正に行われているか。

オ. 支払いは適正な時期に行われているか。

(6) 結 果

① 概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以 上

令和元年度第 2 回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

行政管理部 総務課・検査担当、建築営繕課、職員課
生活環境部 まちの振興課

3. 監査の範囲

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 8 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和元年 8 月 30 日（金）～ 令和元年 11 月 14 日（木）

5. 説明等聴取及び実査日

令和元年 10 月 23（水）、10 月 24 日（木）

6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (12) 個人情報管理が適正であるか。
- (13) 前渡金の管理が適正であるか。
- (14) 備品の管理が適正であるか。
- (15) 庁用車の運行・管理が適正であるか。また、ガソリン給油カードの管理が適

正であるか。

(16) 原材料の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、行政管理部総務課・検査担当、建築営繕課、職員課及び生活環境部まちの振興課を対象に、平成31年4月1日から令和元年8月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

<指 摘 事 項>

(1) 行政管理部職員課

①契約確定日の誤りについて

メンタルヘルスカウンセリング業務委託について確認したところ、契約書の契約確定日を平成31年度の契約として「平成31年4月1日」とすべきところ、誤って決裁日の「平成31年3月25日」として契約していた。

契約書は契約行為の証拠書類であり、支払いの根拠にもなる重要書類であることから、正しい日付に訂正するとともに、誤りが起こらないよう契約書作成時の確認を徹底されたい。

(2) 生活環境部まちの振興課

①修繕契約の請書について

修繕契約を確認したところ、主管課発注した3件について請書により契約されていたが、必要となる契約番号を取得しておらず、請書の契約番号欄が空欄になっていた。

主管課発注の契約手続きの理解不足が原因であるため、契約事務の流れを再確認するとともに、主管課の責任において適切に契約事務を執行するよう徹底されたい。

<要 望 事 項>

(1) 行政管理部総務課

①委託契約に係る入札について

貸切バス運送業務年間委託について確認したところ、入札業者の6者のうち4者が辞退、1者が不参となり、実質1者の入札による契約となっていた。

契約事務において、業者の事情等による不調や本件のようなケースがでることは止むを得ないが、他の入札結果の中にも同様のケースが見受けられたので、業者間で競争

が働く入札となるよう努められたい。

(2) 行政管理部職員課

①嘱託員の勤務実績簿について

嘱託員の勤務状況を確認したところ、有給休暇を取得した際の勤務実績簿への記載方法が、嘱託員ごとに異なる表記となっていた。

他の部署においても表記が様々であることが見受けられたので、簡易な表現で、誰が見ても分かりやすい、全庁的に統一した記載方法について検討されたい。

②助成制度の見直しについて

催物鑑賞利用契約を確認したところ、くにたち文化・スポーツ振興財団及び立川市地域文化振興財団との年間契約により、利用者に鑑賞料金を助成する制度になっているが、ここ数年は制度の利用者がほとんどいない状況であった。

事務的効率の観点からも事業の見直しが必要と思われるので、利用されていない原因を把握するとともに、助成方法の変更や他の事業への振替などについて検討されたい。

(3) 生活環境部まちの振興課

①修繕契約に係る決裁について

西福祉館 1F 和室右側エアコン交換修繕について確認したところ、8月6日付で起案、決裁された総務課、政策経営課合議で部長までのC決裁と同日付で起案、決裁された課長までのD決裁の2種類の契約決裁を作成していた。C決裁は随意契約とするための決裁で、D決裁は契約手続きをするための決裁として前例に倣って起案したとの説明であったが、決裁の内容を見る限り、分割して起案する必要性が無いものであった。

決裁を起案する際には、漫然と前例に倣うのではなく、起案する目的や根拠となる法令等に誤りはないかなど、内容確認を怠ることのないよう徹底されたい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況

①行政管理部

令和元年8月31日現在（単位：人）

課名	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	主事	嘱託員	臨時職員	合計
総務課 (検査担当含む)	2			2		3 (1)	2	8		17 (1)
建築営繕課	1		1	1	2	5	2	2		14
職員課	1			2		1	4	2		10

※ () 内の数字は再任用職員の数である。

②生活環境部

令和元年8月31日現在（単位：人）

課名	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	主事	嘱託員	臨時職員	合計
まちの振興課 (市民プラザ含む)	1		1	2		3 (1)	4	15	2	28 (1)

※ () 内の数字は再任用職員の数である。

(2) 事務分掌

行政管理部

総務課

庶務管財係

- ① 行政区域に関すること。
- ② 事務引継ぎ（特別職を除く。）に関すること。
- ③ 知事委任の私立学校の許可事務に関すること。
- ④ 事務報告書に関すること。
- ⑤ 公有財産の台帳等の記録保管、整理及び公有財産の総合調整に関すること。
- ⑥ 普通財産の管理に関すること。
- ⑦ 国、他の地方公共団体及びその他公共団体の財産の借受けに関すること。
- ⑧ 全国市有物件災害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険に関すること。
- ⑨ 庁舎の管理に関すること。
- ⑩ 庁用車（専用車両を除く。）の配車運行及び管理に関すること。
- ⑪ 美術品選定委員会に関すること。
- ⑫ その他他の部及び事務局、課、所並びに係に属さない事項に関すること。
- ⑬ 部課内の庶務及び調整に関すること。

契約係

- ① 指名参加及び指名業者の資格審査に関すること。
- ② 指名業者選定委員会に関すること。
- ③ 工事及び工事用材料の購入の契約に関すること。
- ④ 物品の購入、賃貸借及び修繕の契約に関すること。
- ⑤ 委託契約に関すること。
- ⑥ その他契約事務に関すること。

建築営繕課

建築営繕係

- ① 市有建築物等の営繕（計画・設計、施工等）等に関すること。
- ② その他建築及び工作物に関すること。

- ③ 課内の庶務及び調整に関すること。

職員課

人事・人材育成係

- ① 職員の服務に関すること。
- ② 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。
- ③ 職員の研修及び能力開発に関すること。
- ④ その他職員に関すること。
- ⑤ 職員団体に関すること。
- ⑥ 課内の庶務及び調整に関すること。

給与厚生係

- ① 職員の給与に関すること。
- ② 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関すること。
- ③ 臨時職員の賃金に関すること。
- ④ 職員の福利厚生及び市町村職員共済組合に関すること。
- ⑤ 公務災害補償に関すること。
- ⑥ 特別職職員報酬等審議会に関すること。
- ⑦ 職員の労働安全衛生に関すること。

生活環境部

まちの振興課

商工観光係

- ① 商工業の振興及び指導に関すること。
- ② 商工業諸団体の連絡調整に関すること。
- ③ 中小企業事業資金融資に関すること。
- ④ 中小企業事業資金融資審議会に関すること。
- ⑤ 勤労者福祉対策等労政事務に関すること。
- ⑥ 国立市勤労市民共済会との連絡調整に関すること。
- ⑦ 市民まつり及びさくらフェスティバルに関すること。
- ⑧ 観光に関すること。
- ⑨ 起業支援に関すること。
- ⑩ 工場立地法に基づく届出に関すること。
- ⑪ 課内の庶務及び調整に関すること。

コミュニティ・市民連携係

- ① 地域コミュニティに関すること。
- ② 自治会等各種団体に関すること。

- ③ 地域集会所の建設及び管理運営に関すること。
- ④ 地域福祉館の管理運営に関すること。
- ⑤ 地域防災センターの管理運営に関すること。
- ⑥ 市民参加及び市民との連携に関すること。
- ⑦ NPOに関すること。
- ⑧ 多文化共生に関すること。
- ⑨ 法律、行政相談等市民相談に関すること。
- ⑩ 消費者行政に関すること。
- ⑪ 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく表示調査等に関すること。
- ⑫ 計量器の検査に関すること。
- ⑬ 空家対策に関すること。
- ⑭ 情報公開コーナーの運営に関すること。

消費生活センター

- ① 消費生活相談等に関すること。

市民プラザ

- ① くにたち北市民プラザ、くにたち南市民プラザ及びくにたち駅前市民プラザ（くにたち男女平等参画ステーションを除く。）の管理運営に関すること。
- ② 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書、住民票の写し等の交付に関すること。
- ③ 身分証明書及び印鑑証明書の交付に関すること。
- ④ 健康手帳、妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- ⑤ 市税（都民税を含む。）に係る各種証明書及び国民健康保険税納税証明書の交付に関すること。
- ⑥ 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書、住民票の写し、税証明書等の交付手数料及び施設使用料の収納に関すること。
- ⑦ 現年度分の市税（都民税を含む。）及び国民健康保険税の収納に関すること。
- ⑧ 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- ⑨ 保育料及び学童保育所育成料の収納に関すること。
- ⑩ 高齢者在宅サービス利用料の収納に関すること。
- ⑪ 廃棄物等処理手数料の収納並びに有料ごみ処理袋及び粗大ごみ処理券の交付に関すること。
- ⑫ 交通災害共済の加入申込みに関すること。
- ⑬ くにたち北市民プラザ、くにたち南市民プラザ及びくにたち駅前市民プラ

ザ（くにたち男女平等参画ステーションを除く。）内の連絡調整に関するこ
と。

以上

10月・11月新着図書・資料の紹介

○ 新着図書

書名	著者	発行所
外国人の法律相談Q&A 第四次改訂版 —法的ポイントから実務対応まで	第一東京弁護士会人権擁護委員会国際人権部会 [編]	ぎょうせい
議会改革への挑戦 会津若松市議会の軌跡	会津若松市議会 編集	ぎょうせい
掘り起こせ！中小企業の「稼ぐ力」	小出宗昭	光文社新書
SDGs入門	村上芽・渡辺珠子	日経文庫
ハラスメントの境界線	白河桃子	中公新書ラクレ
Q&Aハラスメントをめぐる諸問題	山梨県弁護士会 編集	ぎょうせい
トイレがつくるユニバーサルなまち 自治体の「トイレ政策」を考える	山本耕平	イマジン出版

○ 資料

地方議会人	10月号・11月号	中央文化社
ガバナンス	10月号・11月号	ぎょうせい
自治実務セミナー	11月号・12月号	第一法規

くにたち市議会

令和元年 10 月

令和元年 11 月

No.430

発行 国立市議会事務局

TEL 042-576-2111